

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」の概要

計画策定の趣旨

みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため策定した、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」（第1期）（平成27年度～平成31年度）の後継として次期5年間の計画を策定するもの。

計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

計画の位置付け

- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条に基づく支援計画
- ・みやぎ子ども・子育て県民条例第24条に基づく基本計画

基本理念

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが愛情に包まれ、心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。

理念達成のための視点

- 1 すべての子どもの幸せの視点
- 2 すべての保護者への応援の視点
- 3 仕事と生活の調和実現の視点
- 4 地域全体での子ども・子育て応援の視点
- 5 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重する視点
- 6 東日本大震災の影響を受けた子ども・保護者への心のケアの視点

指標

本計画では、進捗状況等に関する評価や検証を行うための指標として、以下の11項目を設定する。

【施策名】指標項目	現状値
【社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり】	
1 合計特殊出生率	1.30【平成30年】
【教育・保育の確保と充実】	
2 保育所等利用待機児童数	583人【H31.4.1】
3 認定こども園の設置数	59箇所【H31.4.1】
【子どもの成長を支える教育の推進】	
4 不登校児童生徒の在籍者比率（平成30年度）	小学校0.81% 中学校4.87%
5 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合（平成30年度）	小学6年 85.4% 中学3年 72.8%
【安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実】	
6 子育て世代包括支援センター設置市町村	15市町【H31.4.1】
【子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備】	
7 児童虐待相談件数	1,795件【平成30年度】
8 「子どもの貧困対策計画」策定市町村数	2市町【H31.4.1】
【仕事と家庭の両立と結婚支援の推進】	
9 女性のチカラを活かすゴールド認証企業数	26社【H31.4.1】
【子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備】	
10 「子どもを犯罪の被害から守る条例」違反届出件数	247件【平成30年】
11 県民満足度「未来を担う子どもたちへの支援」	46.4%【平成30年】

推進する施策と内容

主な課題

・少子化の進行
・子育ての経済的負担

・待機児童
・保育士不足

・学力の向上
・いじめ、不登校

・育児不安
・子どもの健康問題

・児童虐待
・子どもの貧困
・発達障害

・未婚化、晩婚化

・子どもの安全

・長期的な東日本大震災の影響

推進する施策

1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

- (1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重
- (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進
- (3) 経済的支援等による子育て環境の整備
- (4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進

2 教育・保育の確保と充実

- (1) 教育・保育の提供の確保・充実
- (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実
- (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上
- (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続

3 子どもの成長を支える教育の推進

- (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 次代の親の育成

4 安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実

- (1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実
- (2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進
- (3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の推進

5 支援を必要とする子どもや家庭への対応

- (1) 心の問題を抱える子どもへの対策
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 社会的養護体制の充実
- (4) 子どもの貧困対策の推進
- (5) ひとり親家庭支援の推進
- (6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備

6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 両立を支援するための教育・保育の提供の充実
- (3) 結婚を支援する取組の推進

7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

- (1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援
- (2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実

主な内容

- 子どもの人権や意見が尊重される社会を実現するための普及・啓発を図る。
- ◎ **地域社会全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図る。**
- ◎ **幼児教育・保育の無償化の適正な実施など、家庭の経済的環境に左右されない子育て環境と教育を受ける機会の均等を図る。**
- 地域で子育て支援を行う団体と連携を図り、子育て家庭に必要な情報を提供する。

- ◎ **待機児童の解消に向け、保育所等の整備を計画的に進めるとともに、認定こども園の設置促進を図る。**
- 子育てのニーズに応じた妊娠・出産から切れ目ない支援を展開する。
- ◎ **保育士等の待遇改善と質の向上を図る。**
- 幼児教育の質の向上や課題解決に向けて、福祉と教育が連携して取り組む体制づくりを推進する。

- ◎ **教育内容及び方法の改善充実に取り組み、児童生徒の志の育成による学習意欲の向上を図る。**
- ◎ **いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、不登校の未然防止に向けた温かな学級づくりなどの取組を進める。**
- 発達障害のある子どもの認知特性に配慮した学校での授業の提供を確保し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う。
- 市町村と連携し、親としての成長や子育てについて学ぶ機会を確保し、親になることへの意識の啓発を図る。

- ◎ **妊産婦や乳幼児等への切れ目ない支援を提供する体制の充実を図る。**
- ◎ **虐待発生リスクのある家庭を早期把握し、関係機関の支援体制の充実を図る。**
- 子どもの健康づくりと思春期の健康教育の充実を図る。

- 多様化する子どもの心の問題について、専門的・多面的な支援により、子どもの心のケアに取り組む。
- ◎ **子どもの安全確保を最優先に、児童虐待防止対策に向けた福祉・医療・保健・教育及び警察などのネットワーク体制を強化する。**
- 社会的養護において、里親委託を推進するとともに、被措置児童等の子どもの権利擁護に努める。
- ◎ **「貧困の連鎖」の断ち切るため、関係機関が実施する子どもの貧困対策の取組を支援し、連携強化を図る。**
- ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援に取り組む。
- ◎ **発達障害のある子どもと保護者が身近な地域で支援を受けられる体制の整備を図る。**

- ◎ **「働き方改革」や「男女共同参画」に関する普及啓発を図る。**
- 働き方に応じた柔軟な保育サービスなど、ニーズに応じた保育事業の展開を促進する。
- ◎ **結婚を希望する人への後押しとなる情報を発信し、出会いにつながるサポート体制の充実を図る。**

- 子育て家庭への居住の安定支援を進めるとともに、公的施設のバリアフリー化を推進する。
- ◎ **子どもの通園通学における安全確保、犯罪等の被害から守る活動及び被害に遭った子どものケアを推進する。**

- 震災により保護者を亡くしたり修学が困難となった子どもに対し、経済的支援・社会的自立に向けた支援を長期的に行う。
- ◎ **震災の影響を受けた子どもやその保護者に対する相談体制の充実を図り、心のケアに関する幅広い支援を実施する。**